

尼崎市告示第101号

尼崎市屋外広告物条例第18条第1項第2号の市長が指定する公共的団体について

尼崎市屋外広告物条例第18条第1項第2号の市長が指定する公共的団体を次のとおり定めた。

平成21年4月1日

尼崎市長 白 井 文

- 1 国又は地方公共団体が出資又は出捐^{えん}している団体（株式会社を除く。）
- 2 国又は地方公共団体（それぞれいずれの行政機関を含む。）を構成員の全部又は一部として組織された団体
- 3 土地改良区その他の公共組合
- 4 日本赤十字社
- 5 社会福祉法による社会福祉法人